

自己負担限度額

70歳未満

所得区分		自己負担限度額（月額）	
		3回目まで	4回目から
住民税課税世帯	901万円超	ア 252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	600万円超 ～901万円	イ 167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	210万円超 ～600万円	ウ 80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	エ 57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		オ 35,400円	24,600円

※所得とは、「基礎控除後の総所得金額」などのことです。所得の申告がない場合は、所得区分アとみなされます。

70歳から74歳まで（平成29年8月から改正）

住民税	所得区分 (課税所得)	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税	145万円以上	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% ※4回目からは44,400円
	145万円未満	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 ※4回目からは44,400円
非課税	住民税非課税	8,000円	24,600円
	住民税非課税 (一定所得以下)	8,000円	15,000円

※一定所得以下とは、所得が必要経費、控除額を差し引いたときに0円になる場合のことです。

手続・制度

国民健康保険
限度額適用認定証の申請

国民健康保険に加入している方で、通院や入院により医療費が高額になる場合は、医療機関での自己負担限度額（左表）が分かる「限度額適用認定証」を交付しますので申請してください。

この認定証を医療機関の窓口に表示すれば、支払いが限度額までとなります。

なお、現在お持ちの認定証は、7月31日(月)で有効期限が満了しますので、8月以降も入院される場合は申請が必要となります。

※70歳以上で住民税課税世帯の方は、申請の必要はありません。

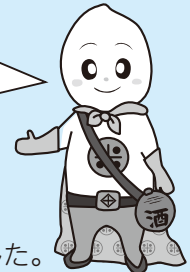
■申請に必要なもの 保険証、印鑑

■申請・問合せ 住民課戸籍保険グループ ☎76・2130

庁舎建設通信 (No.10)

～平成33年春の完成に向けて～

今日からは、新庁舎の機能を検討する専門部会のことをお話するんだマイ。



新庁舎の機能などを検討するにあたり、職員で構成する4つの専門部会を設置しました。それぞれの専門部会で検討する内容について、今月から数回に分けて説明していきます。

1回目は「皆さんにとって使いやすく居心地の良い庁舎のあり方」を検討するサービス専門部会についてお話しします。

役場に来た皆さんが最も利用するのは、戸籍の手続きや各種証明書の交付などを行う、いわゆる「窓口」と呼ばれる場所です。利便性の良い窓口を考えることは、サービス専門部会にとって大きなテーマの一つとなります。「利便性の良い窓口」とは、「お客様が受けたいサービスが早く正確に提供される窓口」だと思います（親切・丁寧な職員の対応が一番大切なのは言うまでもありません）。そのためには、効率的な窓口の配置、わかりやすい案内表示、快適な待合スペース、プライバシーへの配慮など、さまざまな視点での検討が必要です。

サービス専門部会では、「建て替えて良かった」と町民の皆さんに思っていただけの役場にするために、日々検討作業を進めています。

新庁舎の建設についてのお問い合わせやご意見はこちらまでお寄せください。

■担当：庁舎建設推進事務局 ☎76-2131

E-mail chosha@town.shintotsukawa.lg.jp